



## ■介護サービス利用者負担

内訳	利用料(日額)	機能訓練加算	介護体制加算 (I, II)	サービス提供体制 強化加算(I)	合計(日額)
要支援 1	458 円	12 円	—	12 円	482 円
要支援 2	569 円	12 円	—	12 円	593 円
要介護 1	612 円	12 円	12 円	12 円	648 円
要介護 2	683 円	12 円	12 円	12 円	719 円
要介護 3	755 円	12 円	12 円	12 円	791 円
要介護 4	825 円	12 円	12 円	12 円	861 円
要介護 5	895 円	12 円	12 円	12 円	931 円

## ■その他加算部分

加算項目	内容	利用料(日額)
①送迎加算	利用者のお宅と施設間の送迎を行なった場合の片道の加算です。	184 円
②療養食加算	糖尿病食や腎臓病食など医師の指示に基づき提供した場合の加算です。	23 円
③認知症行動・心理症状 緊急対応加算	認知症の行動・心理症状のため在宅での生活が困難となり、 医師が緊急にショートステイの利用が必要と判断した場合の加算です。 利用開始日から7日間を限度として加算されます	200 円
④若年性認知症利用者 受け入れ加算	若年性認知症の方が利用した場合にかかる加算です。	120 円
⑤在宅中重度者 受け入れ加算	ご利用されている訪問看護事業所から健康上の管理等を行なって いただいた場合の加算です。(※介護予防を除く)	417 円
⑥介護職員所処遇改善加算	ご利用単位数の2.5%を算定させていただきます。 (平成27年3月31日まで)	(別途算定)

## ■滞在費

区分	内容	利用料(日額)
第4段階	下記以外の方	2,500 円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、利用者負担第2段階以外の方	820 円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年収金額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	420 円
第1段階	・生活保護受給世帯 ・本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金受給者	320 円

## ■食費(朝：432円 昼：540円 夕：648円)

区分	内容	利用料(日額)
第4段階	上記内容と同じ	1,620 円
第3段階		650 円
第2段階		390 円
第1段階		300 円

## ■その他の料金

- ・利用中に医師の診察を受けた場合には医療費がかかります。
- ・市外など遠方送迎時に有料道路を使用した際にかかる料金はご利用者負担となります。